

物流 2 法改正による具体的な規制内容・影響

物流 2 法改正による具体的な規制内容・影響は。
【発荷主】

法改正によりトラック運送事業者が気を付けるべき
点を教えてほしい。【倉庫業者】

物流 2 法改正による具体的な規制内容について知
りたい。【利用運送事業者】

荷主・物流事業者に対する規制的措施

国交大臣・経産大臣・農水大臣

基本方針

基本方針に基づき定める

荷主事業所管大臣

判断基準

指導・助言
勘案して

意見

国土交通大臣

すべての荷主
(発荷主、着荷主)

連鎖化事業者
(フランチャイズチェーンの本部)

物流事業者
(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)

物流効率化の
ための措置

(努力義務)



「基本方針」のポイント

(1) 意義・目標

- ・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラ
- ・ 荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、**令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。**
 - ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
 - ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

(2) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・ 設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、物流人材の育成等の支援

(3) 荷主・物流事業者等が講ずべき措置

- ・ **積載効率の向上** ・ **荷待ち時間の短縮** ・ **荷役等時間の短縮**

(4) トラックドライバーへの負荷の低減に対する国民の理解の増進

- ・ 再配達削減や多様な受取方法等の普及促進 ・ 「送料無料」表示の見直し

(5) その他

- ・ 物流に関わる多様な主体の役割（消費者、国、地方公共団体、施設管理者、経済界等）

①流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律関係

- 法律名を「物資の流通の効率化に関する法律」に改正
- 全ての荷主・物流関係事業者に**判断基準**に基づく物流効率化の努力を義務付け。

②貨物自動車運送事業法関係

- 真荷主、トラック事業者間の**運送契約には書面の相互交付**を義務付け。
- 元請トラック事業者には**実運送体制管理簿の作成・保存**を義務付け。
- 他の運送を利用**する事業者には**書面の交付**を義務付け。
- 他の運送を利用する一定規模以上のトラック事業者には、**運送利用管理規程の作成、運送利用管理者選任**を義務付け。
- 貨物軽自動車運送事業に係る安全対策**
(安全管理者選任、届出、講習受講運転者台帳作成、保存等)

荷主・物流事業者等の「判断基準」のポイント

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

※示された判断基準とは違う方法が有効的であればそちらを措置を選択して良い。

① 積載効率の向上

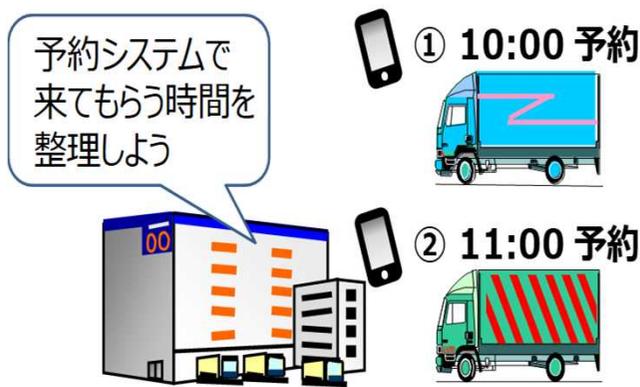
- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等



(例)地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



(例)トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



(例)パレットの利用や検品の効率化

物流の各主体について

荷主

第一種荷主

トラック事業者と運送委託契約を結ぶもの
(主に発荷主)

第二種荷主

貨物を受け取り、受け取らせるもの又は預け、預けさせるもの (主に着荷主)



発荷主が運送手配 (契約) を行う場合

第一種荷主 = 発荷主 第二種荷主 = 着荷主

着荷主が運送手配 (契約) を行う場合

第一種荷主 = 着荷主 第二種荷主 = 発荷主

連鎖化事業者

いわゆるフランチャイズチェーンの「本部」



※フランチャイズビジネスにおいて、フランチャイズチェーンの「本部」が、加盟店 (連鎖対象者) と運送事業者との貨物の受渡しについて運送事業者に指示ができる場合 (フランチャイズチェーンの本部が加盟店を通じて、実質的に加盟店と運送事業者のとの貨物の受渡しについて運送事業者に指示ができる場合も含む。)

事業者

貨物自動車運送事業者等



一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、特定二種貨物利用運送事業者

貨物自動車関連事業者



倉庫業者、港湾運送事業者、航空貨物運送事業者、鉄道貨物運送事業者で、トラックドライバー (運転者) との間で、貨物の受渡しを行う者

物流の各主体の努力義務と主な取組内容

荷主・物流事業者は、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮や運転者一人当たりの積載効率を高めるよう努力する義務があります

努力義務	各主体の努力義務対象						取組内容（抜粋）
	第一種荷主 （主に発荷主）	第二種荷主 （主に着荷主）	連鎖化事業者 〔フランチャイズ チェーン本部〕	貨物自動車 運送事業者 等	倉庫業者	左記以外 〔港湾運送 航空運送 鉄道〕	
1.積載効率の向上 1回の運送でトラックに積載する貨物量を増加する	○	○	○	○			<ul style="list-style-type: none"> ●複数荷主の貨物の積み合わせ ●繁閑差の平準化、納品日の集約 ●物流・販売・調達等関連部門の連携
2.荷待ち時間の短縮 ドライバーが到着した時間から荷役等の開始時間までの待ち時間を短縮する	○	○	○		○		<ul style="list-style-type: none"> ●トラック予約受付システムの導入 ●混雑日時を回避した日時設定
3.荷役等時間の短縮 荷役（荷積み・荷卸し）等の開始から終了までの時間を短縮する	○	○			○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●輸送用器具導入による荷役等の効率化 ●パレット標準化 ●タグ導入等による検品の効率化 ●事前出荷情報の活用
4.実効性の確保	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●責任者の選任、社内教育体制 ●取組の実施状況・効果の把握 ●物流データの標準化の取組 ●関係事業者間での連携推進

荷主の判断基準等について(省令記載事項)

(1) 積載効率向上に向けて行うべきこと

第一種荷主	①	トラック事業者が、「 貨物の積合せ 」、「 配送の共同化 」、「 帰り荷の積載 」などを行えるよう、 必要な時間把握 等による、 当該時間の確保 。
	②	「 貨物量の平準化 」、「 受渡日及び時刻又は時間帯の集約 」等 貨物の出荷量及び入荷量の適正化 。
	③	「 配車、運行等に関する情報システムの導入及び運用 」等による、 配車計画又は運行経路の最適化 。
	④	措置が適正かつ円滑に行われるよう、 貨物の運送に係る各部門間の連携促進 。
第二種荷主	①	第一種荷主が 貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について 協議を申し出た場合の協力 。
	②	措置が適正かつ円滑に行われるよう、 貨物の運送に係る各部門間の連携を促進 。

荷主の判断基準等について(省令記載事項)

(2) 荷待ち時間の短縮に向けて行うべきこと

第一種荷主

①

物流センター等の処理能力を超えた車の集中がないよう状況を把握し、
貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散

②

バース予約システム等の導入を行うとともに、これを適切に活用すること等
により、貨物自動車の到着時刻を調整

③

倉庫業者に対し入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、
倉庫での貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散

第二種荷主

①

物流センター等の処理能力を超えた車の集中がないよう状況を把握し、
貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散

②

バース予約システム等の導入を行うとともに、これを適切に活用すること等
により、貨物自動車の到着時刻を調整

③

倉庫業者に対し入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、
倉庫での貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散。

荷主の判断基準等について (省令記載事項)

(3) 荷役等時間の短縮に向けて行うべきこと

第一種荷主	①	「パレット等荷役の効率化に資する輸送用器具導入」、 「標準パレットの使用」、「運転者の荷役等を省力化するための貨物の荷造り」、「フォークリフト又は荷役等を行う人員の適切配置」等による、 荷役等の効率化
	②	「第二種荷主、倉庫業者、トラック事業者に対する貨物情報の事前通知」、「検品を効率化するための機械導入」等による、 検品の効率化
	③	「バース、荷捌き所の適正なスペース確保」等による、 荷役等を円滑に実施できる環境の整備
第二種荷主	①	「検品を効率化するための機械導入」等による、 検品の効率化
	②	「フォークリフト又は荷役等を行う人員の適切配置」等による、 荷役等の効率化
	③	「バース、荷捌き所の適正なスペース確保」等による、 荷役等を円滑に実施できる環境の整備

荷主の判断基準等について(省令記載事項)

(4) 取組の実効性を確保するため行うべきこと

第一種・第二種荷主

- ① 「物流効率化の責任者選任等必要な体制整備」、「従業者に対する物流効率化に向けた研修実施」等
- ② 「荷待ち時間等」、「積載効率の向上」、「トラックドライバーの運送・荷役等の効率化」のために実施した取組及びその効果の適切な把握
- ③ 「倉庫業者に対する荷待ち時間等の短縮に関する提案」、「倉庫業者から提案を受けた場合の必要な措置」
- ④ 「物資の流通に係るデータの標準化の実施」等、物資の輸送に関する多様な主体との連携を通じた効率化の為の取組実施の円滑化
- ⑤ 「運送役務の内容その他の事情に応じた価格の設定」等、関係事業者が貨物の運送に関する費用を把握できるようにする措置
- ⑥ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮
必要な場合における取引先に対する協力要請

連鎖化事業者の判断基準等について(省令記載事項)

(1) 積載効率向上に向けて行うべきこと

連鎖化事業者

- | | |
|---|---|
| ① | 第一種荷主が貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議を申し出た場合の協力。 |
| ② | 「貨物量の平準化」、「受渡日及び時刻又は時間帯の集約」等貨物の出荷量及び入荷量の適正化。 |
| ③ | 「配車、運行等に関する情報システムの導入及び運用」等による、配車計画又は運行経路の最適化。 |
| ④ | 措置が適正かつ円滑に行われるよう、貨物の運送に係る各部門間の連携促進。 |

(2) 荷待ち時間の短縮に向けて行うべきこと

連鎖化事業者

- | | |
|---|--|
| ① | 物流センター等の処理能力を超えた車の集中がないよう状況を把握し、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散 |
|---|--|

(4) 取組の実効性を確保するため行うべきこと

連鎖化事業者

- | | |
|---|---|
| ① | 「物流効率化の責任者選任等必要な体制整備」、「従業者に対する物流効率化に向けた研修実施」等 |
| ② | 「荷待ち時間等」、「積載効率の向上」、「トラックドライバーの運送・荷役等の効率化」のために実施した取組及びその効果の適切な把握 |
| ③ | 「物資の流通に係るデータの標準化の実施」等、物資の輸送に関する多様な主体との連携を通じた効率化の為の取組実施の円滑化 |
| ⑥ | 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮
必要な場合における取引先に対する協力要請 |

(1)積載効率向上に向けて行うべきこと

トラック事業者

- | | |
|---|--|
| ① | 複数の荷主の貨物の積合せを行うこと等による、 輸送網の集約 |
| ② | 荷主や他のトラック事業者等との協議実施による、 配送の共同化 |
| ③ | 求貨求車システム等を活用した復荷の確保による、 実車率の向上 |
| ④ | 配車システムの導入等による、 配車・運行計画の最適化 |
| ⑤ | 輸送量に応じた大型車両の導入等による、 積載することが可能な貨物の総量増加 |

トラック事業者の判断基準について(省令記載事項)

(2) 取組の実効性を確保するため行うべきこと

トラック事業者

- | | |
|---|---|
| ① | 「積載効率の状況」、「トラックドライバーの運送・荷役等の効率化」のために実施した取組及びその効果の適切な把握 |
| ② | 荷主に対する「複数の荷主の貨物を積み合わせて運送すること等に必要
な運賃の設定」、「パレットその他の輸送用器具の利用等物流効率化
の提案」 |
| ③ | 「物資の流通に係るデータの標準化の実施」等、物資の輸送に関する多
様な主体との連携を通じた効率化の為の取組実施の円滑化 |
| ④ | 「国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携」を図るよう配慮
必要な場合における取引先に対する協力要請 |
| ⑤ | 「テールゲートリフターの導入」、「貨物の積卸しのための施設の整備」等
の取組実施により増加するトラックドライバーの負荷低減への配慮 |
| ⑥ | 関係法令遵守、過積載による運送等輸送の安全を阻害する行為の防
止 |

(1) 荷待ち時間の短縮に向けて行うべきこと

貨物自動車関連事業者(倉庫)

①

物流センター等の処理能力を超えた車の集中がないよう状況を把握し、
貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散。

②

バース予約システム等の導入を行うとともに、これを適切に活用すること
等により、貨物自動車の到着時刻を調整。

(2) 荷役等時間の短縮に向けて行うべきこと

貨物自動車関連事業者(倉庫・港湾運送・航空・鉄道)

①

「**バース、荷捌き所の適正なスペース確保**」等による、**荷役等を円滑に実施できる環境の整備**

②

「**荷役等に先行する貨物の搬出**」又は「**荷役等に後続する貨物の搬入**」の手順に係る**マニュアルの整備、周知等**による**搬出・搬入の迅速な実施**

③

「**フォークリフト又は荷役等を行う人員の適切配置**」、「**発送先別に仕分けしたうえでの引渡し(有償)**」、「**荷主からパレット使用の申し出があった場合の協力(有償)**」等による**荷役等の効率化**

④

「**検品を効率化するための機械導入**」等による**検品の効率化**

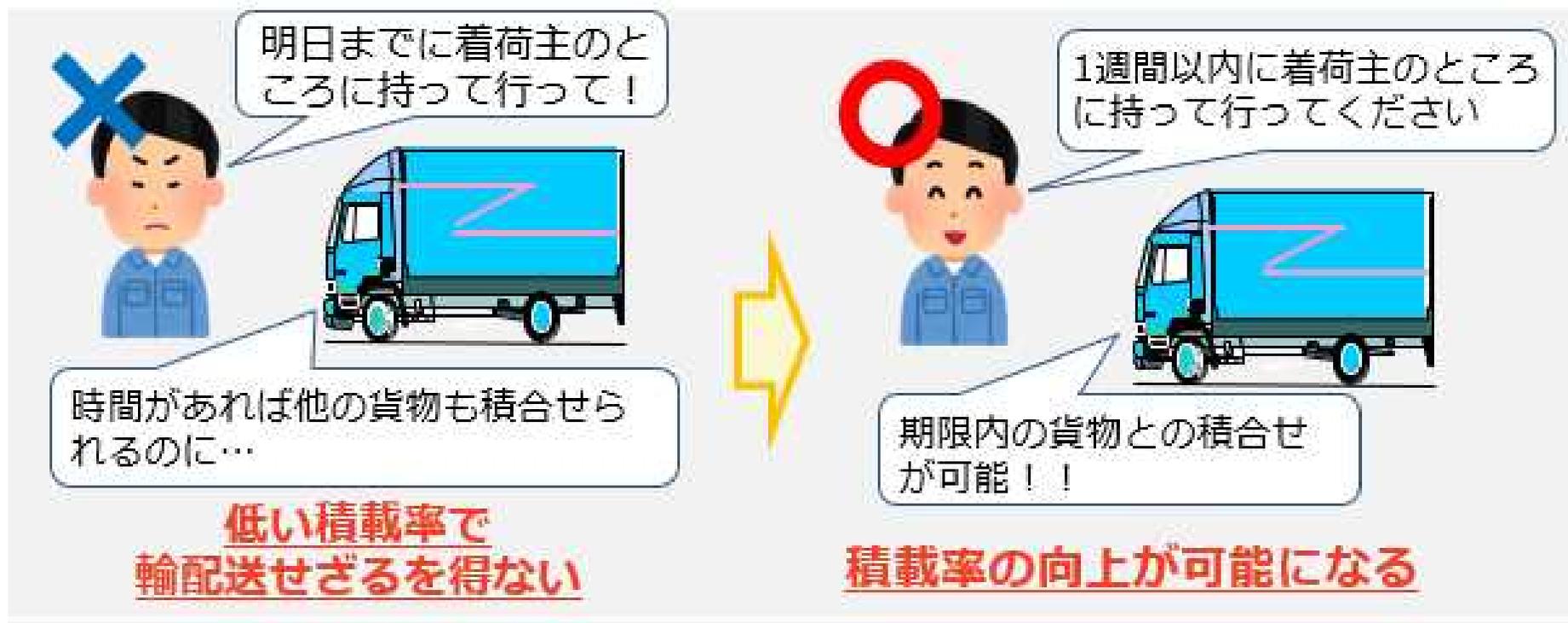
(3) 取組の実効性を確保するため行うべきこと

貨物自動車関連事業者(倉庫・港湾運送・航空・鉄道)

- ① 「物流効率化の責任者選任等必要な体制整備」、「従業者に対する物流効率化に向けた研修実施」等
- ② 「荷待ち時間等」、「荷役等時間(貨物自動車輸送事業者のみ)」、「効率化」のために実施した取組及びその効果の適切な把握
- ③ 「荷主・トラック事業者に対する物流効率化・荷待ち時間等の短縮に関する提案」、「荷主・トラック事業者から提案を受けた場合の必要な措置」
- ④ 「物資の流通に係るデータの標準化の実施」等、物資の輸送に関する多様な主体との連携を通じた効率化の為の取組実施の円滑化
- ⑤ 無人搬送車の導入等、倉庫業者等の管理する施設における作業の自動化
- ⑥ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮
必要な場合における取引先に対する協力要請

積載率向上に向けた努力義務(判断基準)の例①

第一種荷主 **トラック事業者が、「貨物の積合せ」、「配送の共同化」、「帰り荷の積載」などを行えるよう、必要な時間把握等により、当該時間を確保する。**

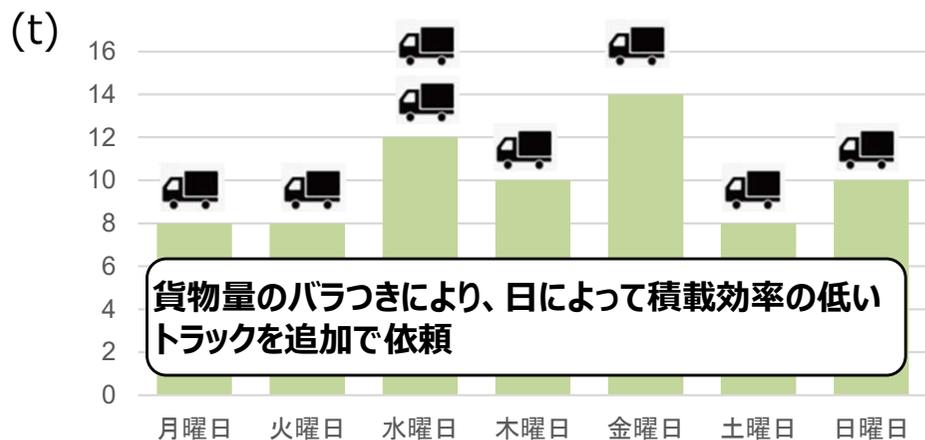


積載率向上に向けた努力義務(判断基準)の例②

第一種荷主

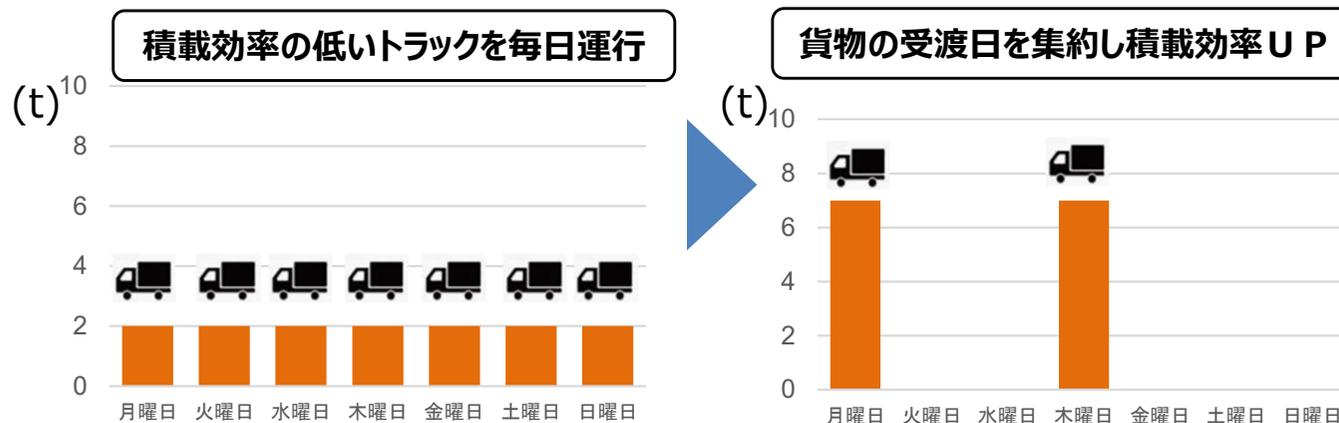
「貨物量の平準化」、「受渡日及び時刻又は時間帯の集約」等
貨物の出荷量及び入荷量の適正化を図る。

【貨物量の平準化】

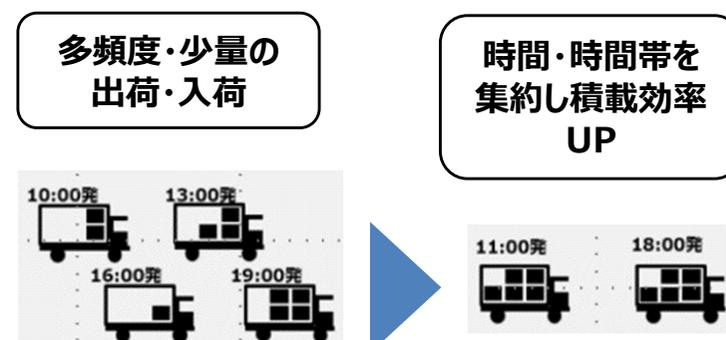


【受渡日、時刻、時間帯の集約】

受渡日の集約



受渡時刻・時間帯の集約



積載率向上に向けた努力義務(判断基準)の例③

第一種荷主 「配車、運行等に関する情報システムの導入及び運用」等により、配車計画又は運行経路の最適化を図る。

【配車、運行等に関する情報システムの導入及び運用】



配車支援・計画システムのイメージ

車両情報

ドライバー、登録番号、拠点名称、積載量など

1号車 2号車 ...号車

受注情報

積込・納品の別、荷主名称、配達場所、重量、容積、数量、時間指定、庭先条件、運賃など

A B C...

情報の入力

配車の結果

車両	時間	配達先				合計	
		A倉庫	B店	C社		重量	距離
1号車	8:00~17:45					6.84トン	227.2km
2号車	9:00~18:00					1.58トン	150.7km
...号車	8:30~19:00	...倉庫	...社	...店	...店	...トン	...km

積載率向上に向けた努力義務(判断基準)の例④

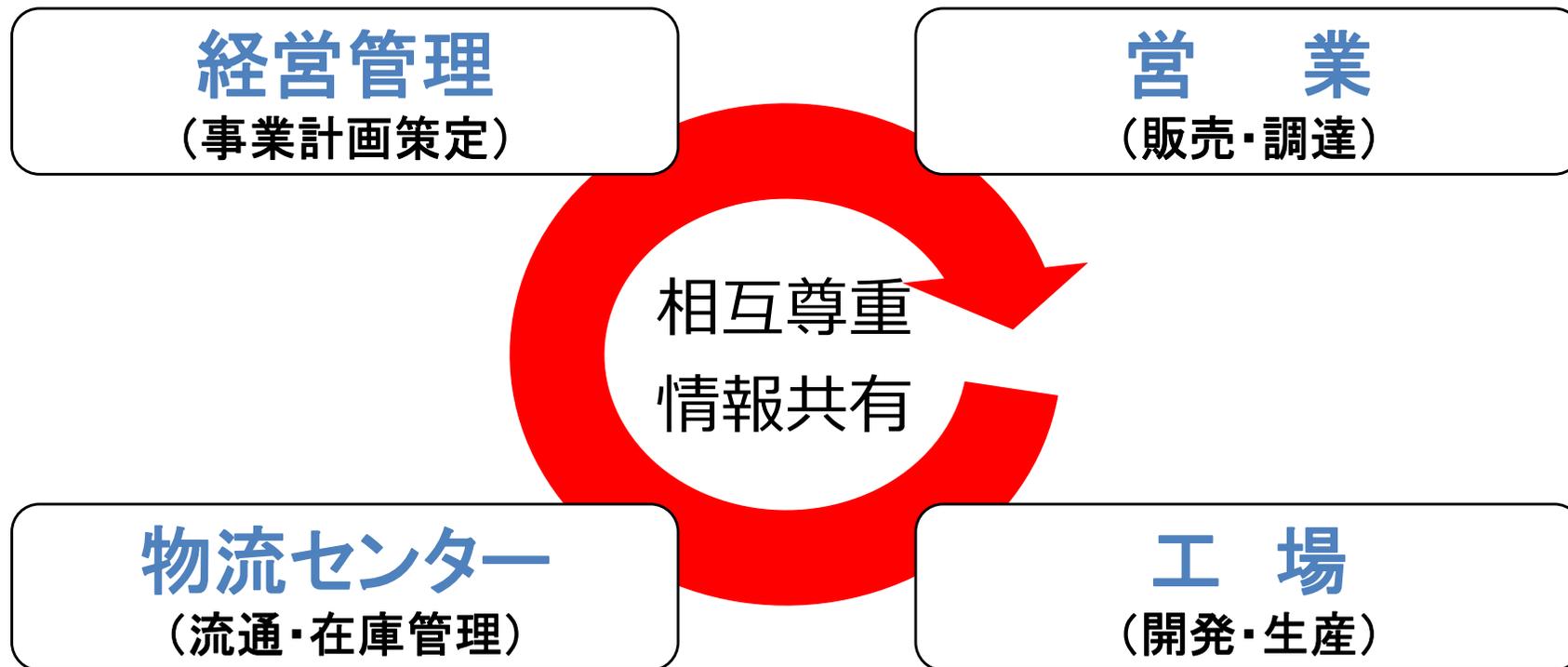
第一種荷主

第二種荷主

連鎖化事業者

措置が適正かつ円滑に行われるよう、貨物の運送に係る各部門間の連携促進を図る。

【各部門間の連携促進】



※連鎖化事業者(フランチャイズ本社)については、連鎖対象者(フランチャイズ)との連携も促進。

積載率向上に向けた努力義務(判断基準)の例⑤

第二種荷主

連鎖化事業者

第一種荷主が貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について**協議を申し出た場合の協力。**

【第一種荷主が協議を申し出た場合の協力】

- ・貨物の受渡日
 - ・貨物の受渡時刻
 - ・貨物の受渡を行う時間帯
- 協議したい



第一種荷主

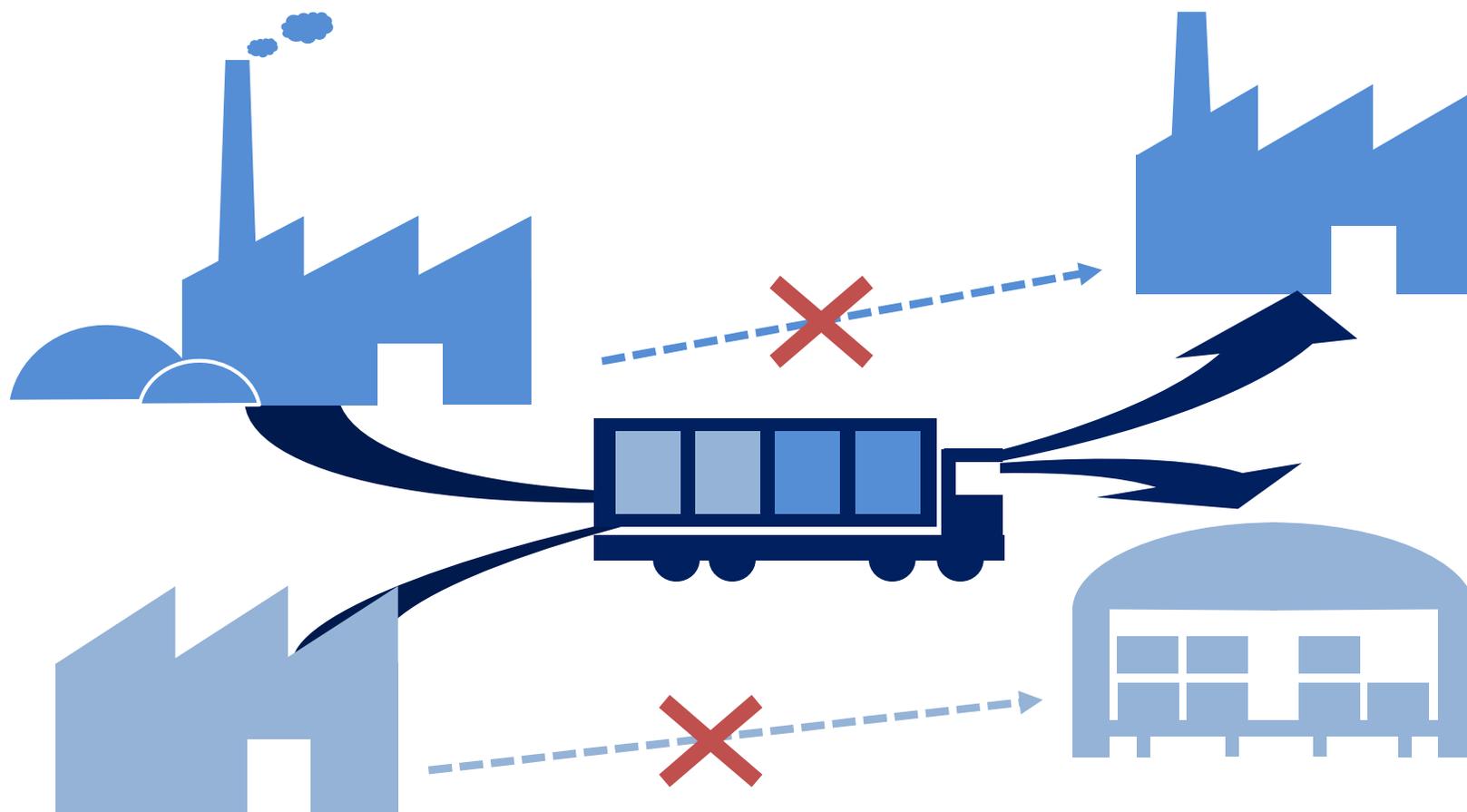
第二種荷主
連鎖化事業者

発荷主の協議申出に応じるとともに、必要な協力を行う義務

積載率向上に向けた努力義務(判断基準)の例⑥

トラック事業者 複数の荷主の貨物の積合せを行うこと等による、**輸送網の集約**

【積合せによる輸送網集約】



積載率向上に向けた努力義務(判断基準)の例⑦

トラック事業者 荷主や他のトラック事業者等との協議実施による、**配送の共同化**

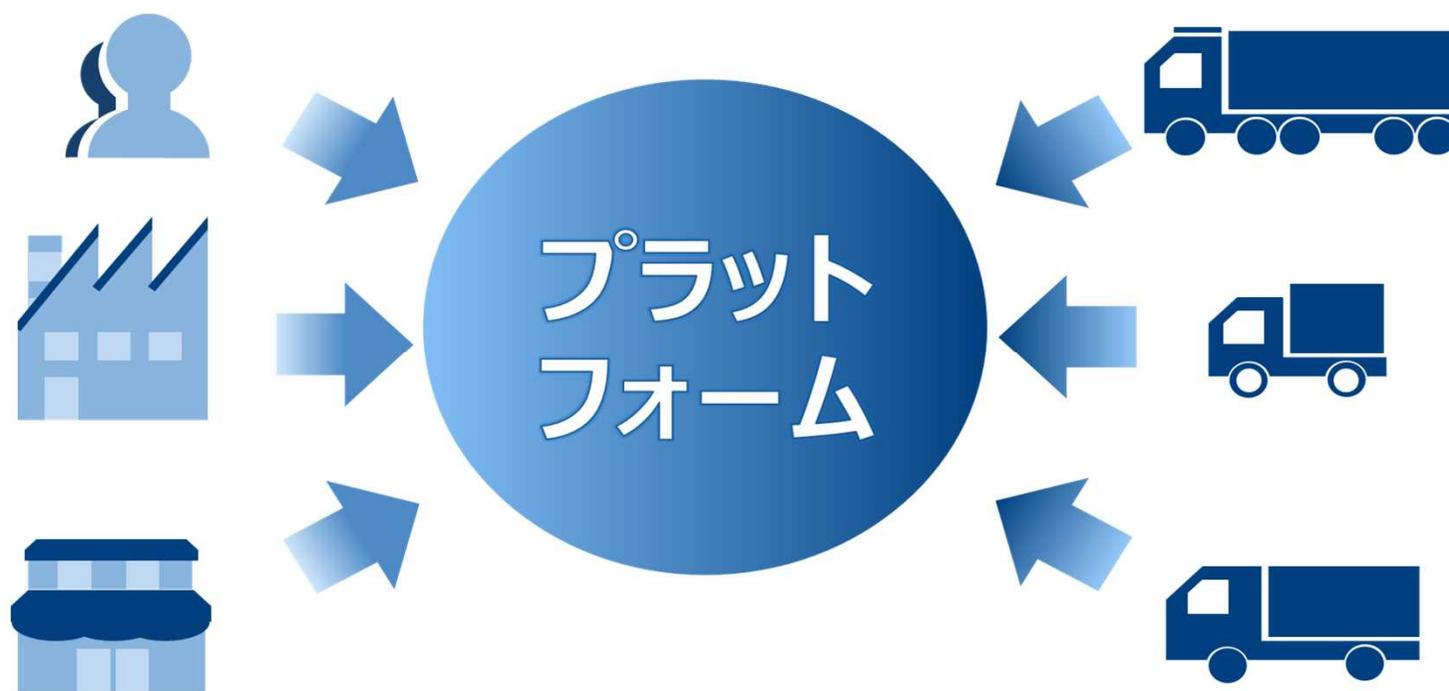
【地域の配送の共同化】



積載率向上に向けた努力義務(判断基準)の例⑧

トラック事業者 求貨求車システム等を活用した復荷の確保による、実車率の向上

【求貨求車システムの活用】



積載率向上に向けた努力義務(判断基準)の例⑨

トラック事業者 配車システムの導入等による、配車・運行計画の最適化

配車支援・計画システムのイメージ

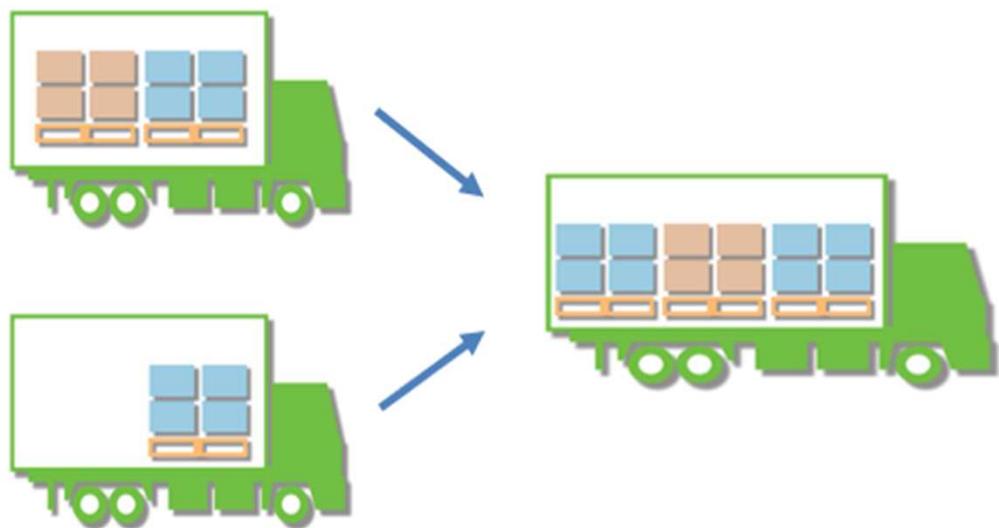


積載率向上に向けた努力義務(判断基準)の例⑩

トラック事業者 「輸送する貨物の量に応じた大型車両の導入」等による積載効率向上。

【貨物の量に応じた大型車両の導入】

【W連結トラックの導入】



現在 通常の大型トラック (10tトラック)



約12m

今後 ダブル連結トラック：1台で2台分の輸送が可能



- 第一種荷主
- 第二種荷主
- 連鎖化事業者
- 倉庫業者

物流センター等の処理能力を超えた車の集中がないよう状況を把握し、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させる。

物流センターの稼働状況

6:00～9:00の荷積み・荷卸し指定が集中



処理能力を超えた指定により荷待ちが発生

到着時間	バース1	バース2	バース3	バース4
6:00	🚚	🚚	🚚	🚚
7:00	🚚	🚚	🚚	🚚
8:00	🚚	🚚	🚚	🚚
9:00	🚚	🚚	🚚	🚚
10:00	🚚	空き	空き	空き
11:00	空き	空き	空き	空き
12:00	空き	空き	空き	空き



指定時間を分散し、処理能力を有効活用



荷待ちが解消

到着時間	バース1	バース2	バース3	バース4
6:00	🚚	🚚	🚚	🚚
7:00	🚚	🚚	🚚	🚚
8:00	🚚	🚚	🚚	🚚
9:00	🚚	🚚	🚚	🚚
10:00	🚚	🚚	🚚	🚚
11:00	🚚	🚚	🚚	🚚
12:00	🚚	🚚	🚚	🚚

第一種荷主

第二種荷主

倉庫業者

バース予約システム等の導入を行うとともに、これを適切に活用すること等により、貨物自動車の到着時刻を調整する。



国土交通省 中小トラック運送業のためのITツール活用ガイドブック より

適切な活用に必要なこと (トラック・物流Gメンヒアリングまとめ)

- ・導入前における現状把握 (トラック事業者・ドライバーへのヒアリング、対等に意見交換できる環境づくり)
- ・運用ルール策定、関係者との合意形成
- ・貨物受入時間の分散
- ・利用率向上に向けた関係者への説明・協議の継続
- ・入構するドライバーへの周知 (一見の協力会社には、発荷主に周知を依頼。)

第一種荷主

倉庫業者に対し入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、

第二種荷主

倉庫での貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散する。

トラック事業者

荷主に指定された時間に到着しても荷積み・荷下ろしできず→荷待ち

発・着荷主

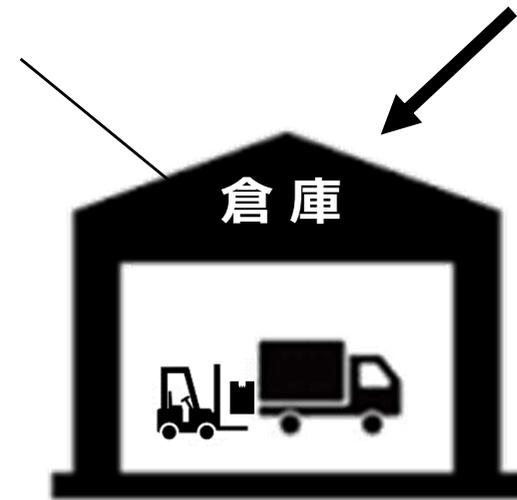
急な入/出庫依頼

トラック事業者

荷主に指定された時間に到着後、速やかに荷積み・荷卸し

発・着荷主

余裕を持った入/出庫依頼



トラック到着に合わせて荷造り等事前準備

倉庫での貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散も可能に。

第一種荷主 「パレット等荷役の効率化に資する輸送用器具導入」、「標準パレットの使用」、「運転者の荷役等を省力化するための貨物の荷造り」等により、**荷役等の効率化を図る。**

第二種荷主

【パレット等荷役の効率化に資する輸送用器具導入】 【運転者の荷役等を省力化するための貨物の荷造り】



プラスチックパレット



ロールボックスパレット
(カゴ台車)



フレキシブルコンテナ
パック (フレコン)

【標準パレットの使用】



標準仕様パレット

表面サイズ：1,100mm×1,100mm
調達形態：レンタル方式

品目	はい数	箱寸法	積み方	入り数	参考
ネギ	8はい	長さ面： 540～580mm 幅面： 220～260mm		【5*箱】 3L：20 2L：30 L：45	商品全長 57cm (青葉部 カット)
		長さ面： 610mm 幅面： 205～245mm		【3*箱】 3L：14 2L：20 L：30	商品全長 60cm
品目	はい数	箱寸法	積み方	量目	参考
馬鈴薯	12はい	長さ面： 365mm 幅面： 275mm		10kg	-
	12はい	長さ面： 360mm 幅面： 260mm		10kg	-
	10はい	長さ面： 400mm 幅面： 260mm		10kg	-

T11 型パレットを使用した輸送へ対応するため、パレットサイズに適合した段ボール箱寸法の見直しを進め、これまで主要野菜14品目(レタス、11たまねぎ、ねぎ、馬鈴しょ、にんじん、だいこん等)で検討を実施(全国農業協同組合連合会)。

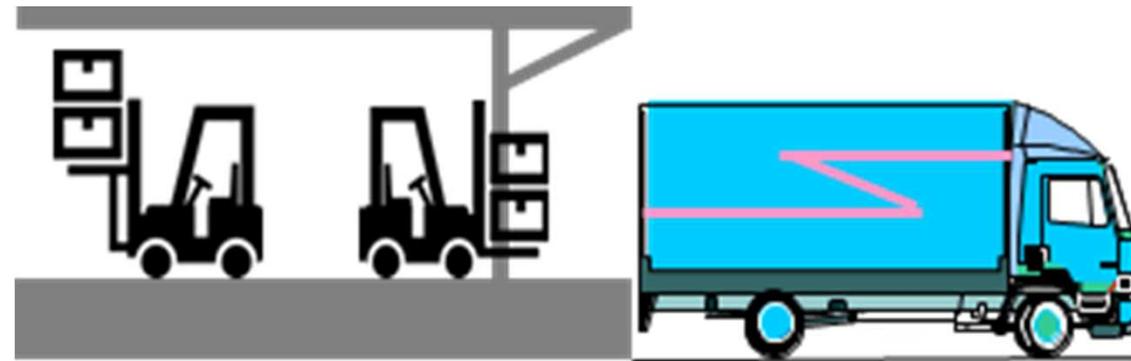
第一種荷主

第二種荷主

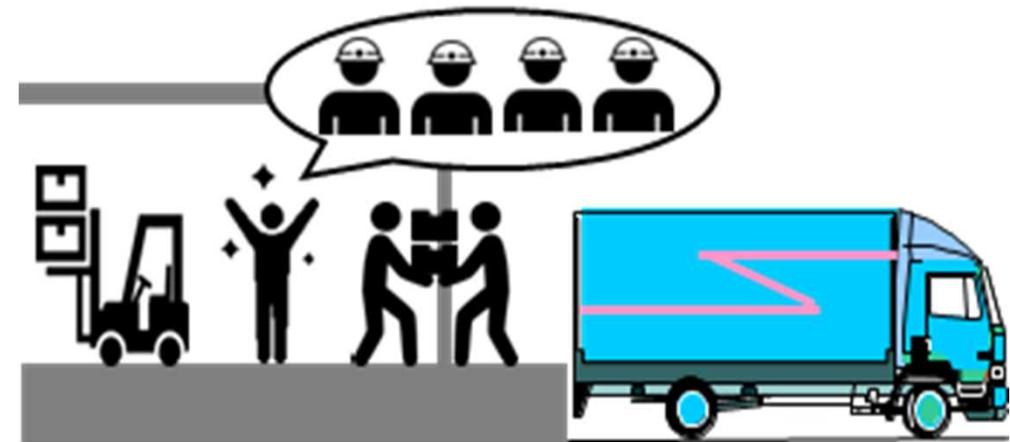
貨物自動車
関連事業者

「フォークリフト又は荷役等を行う人員の適切配置」等による、荷役等の効率化

【フォークリフト等を適切に配置】



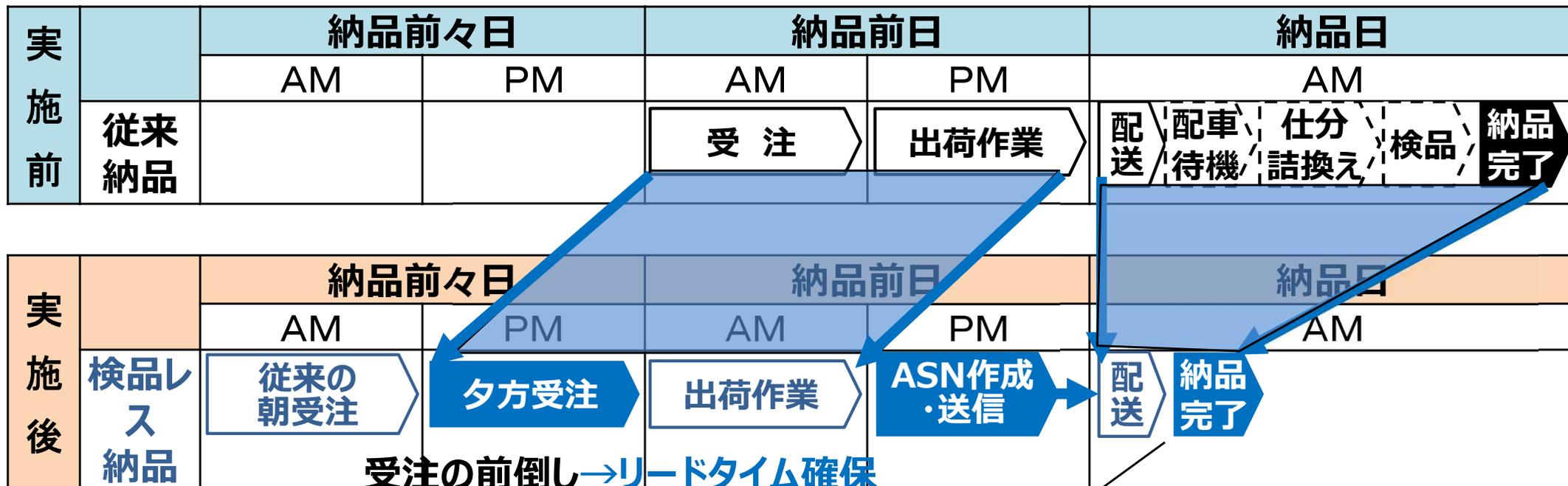
【荷役等を行う人員を適切に配置】



第一種荷主

第二種荷主

「**第二種荷主、倉庫業者、トラック事業者に対する貨物情報の事前通知**」等による、**検品の効率化**



ASN（事前出荷情報）に基づき個別検品からユニット（パレット単位）検品に変更し作業を削減
→荷役等時間を削減

荷役等時間の短縮に向けた努力義務(判断基準)の例④

- 第一種荷主
- 第二種荷主
- 貨物自動車
関連事業者

「検品を効率化するための機械導入」等による、検品の効率化

【ハンディーターミナルの導入】

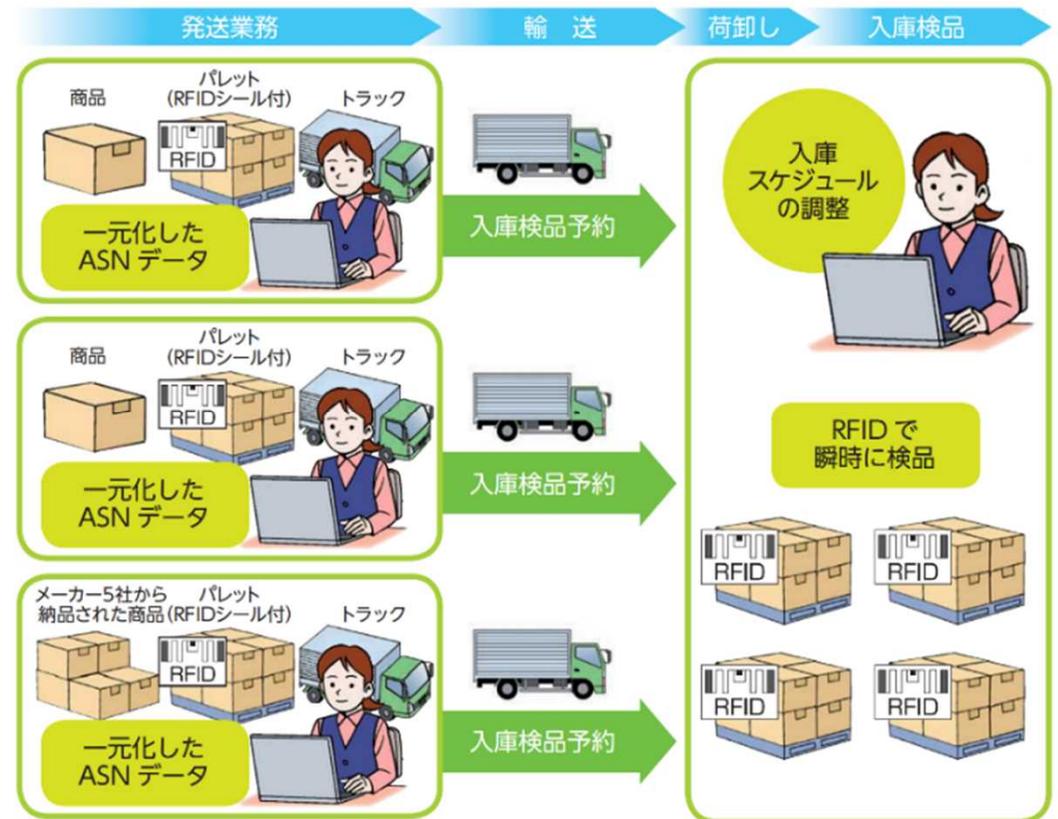
現状と同様の検品方法



ハンディーターミナルを用いた検品方法



【RFIDを活用した検品効率化】



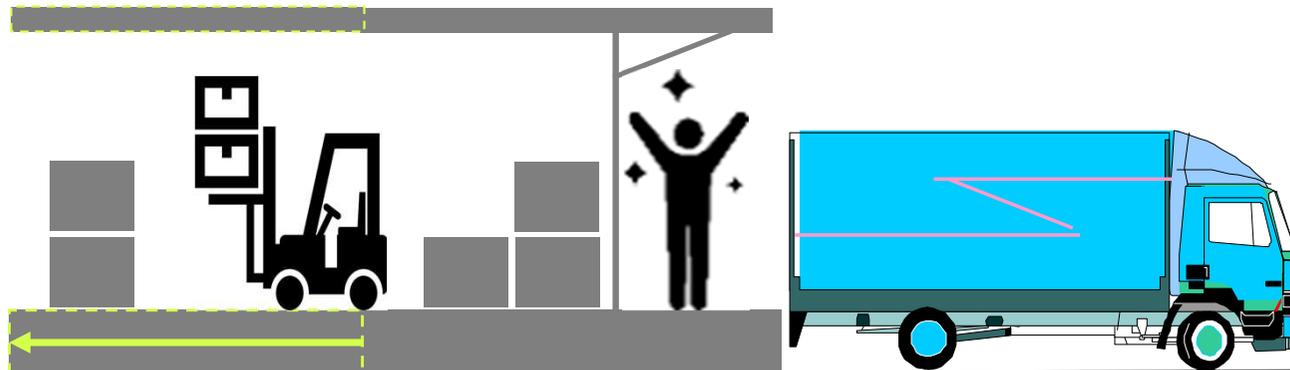
荷主と運送事業者の協力による 取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

荷役等時間の短縮に向けた努力義務(判断基準)の例⑤

- 第一種荷主
- 第二種荷主
- 貨物自動車
関連事業者

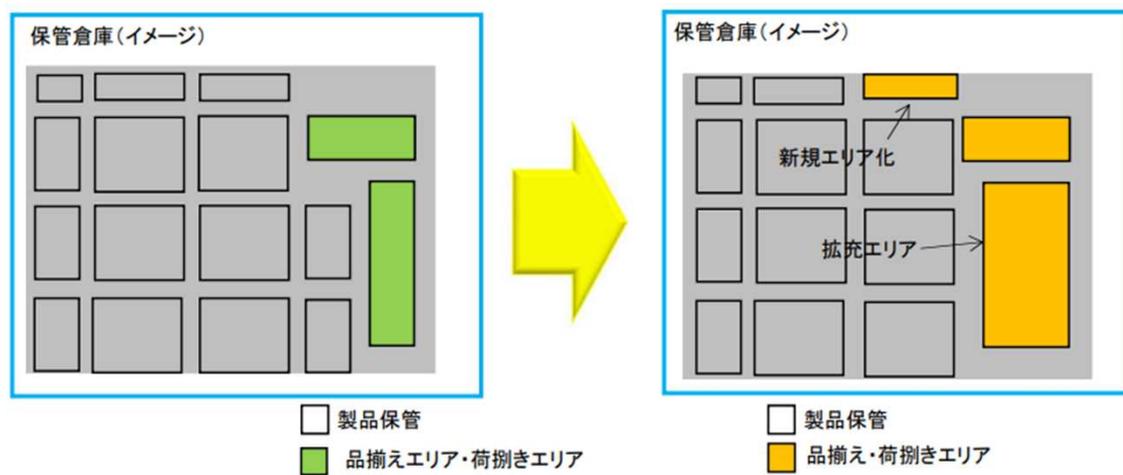
「**バース、荷捌き所の適正なスペース確保**」等により、荷役等を円滑に実施できる環境を整える。

【物量に応じた拡張】



庫内で荷捌きスペースを確保し、バースを積み込みのためのスペースとして確保

【品揃え・荷捌きスペースの確保】



保管スペースを品揃え・荷捌きスペースとして転用することで作業を効率化

荷役等時間の短縮に向けた努力義務(判断基準)の例⑥

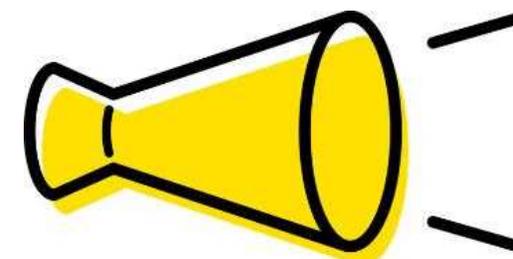
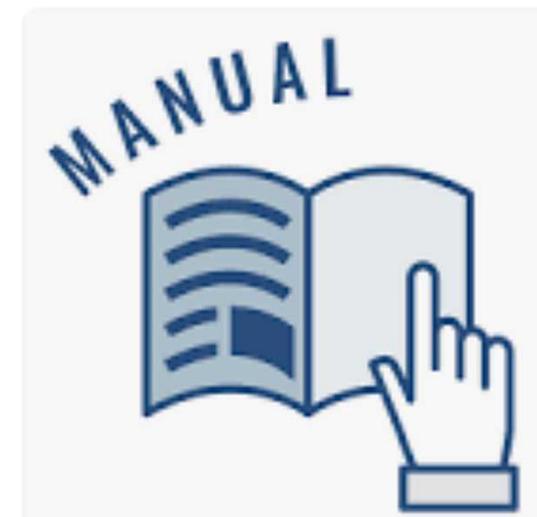
貨物自動車
関連事業者

「荷役等に先行する貨物の搬出」又は「荷役等に後続する貨物の搬入」の手順に係るマニュアルの整備、周知等により、搬出・搬入を迅速に実施する。

【荷役等に先行する貨物の搬出】



【荷役等に後続する貨物の搬入】

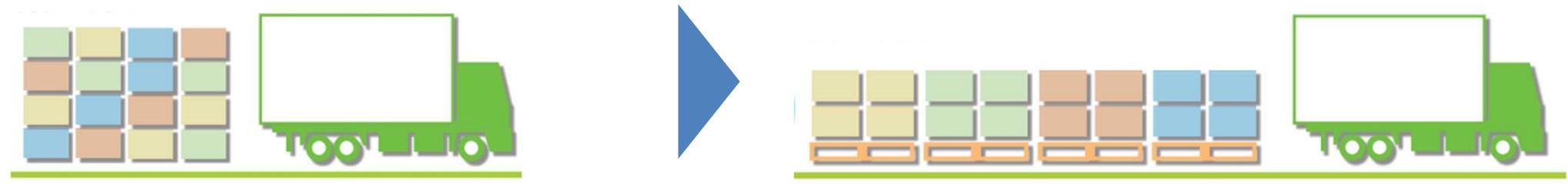


貨物自動車
関連事業者

「発送先別に仕分けしたうえでの引渡し(有償)」、「荷主からパレット使用の申し出があった場合の協力(有償)」等により、荷役等の効率化を図る。

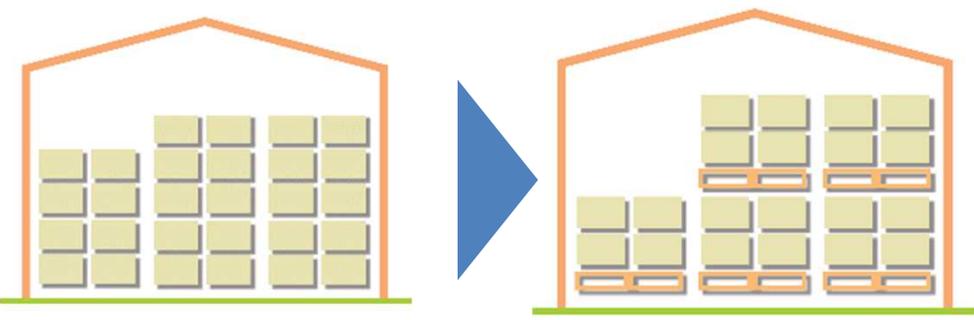
【発送先別に仕分けしたうえでの引渡し(有償)】

配送先ごとに積荷を仕分けされた状態で引渡し
(有償で予め作業を実施)

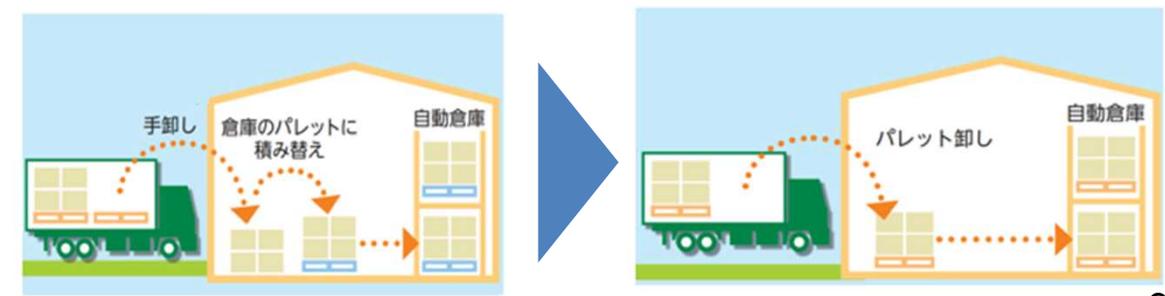


【荷主からパレット使用の申し出があった場合の協力(有償)】

パレット保管への移行



自社パレットからレンタルパレット等への移行



短縮に努めるべき「荷待ち時間」と「荷役等時間」

【法】第三十条（定義）

四 荷待ち時間 運転者が貨物自動車の運転の業務に従事した時間のうち、集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所において、荷主、当該場所の管理者その他国土交通省令で定める者の都合により貨物の受渡しのために待機した時間であって、国土交通省令で定めるところにより算定されるものをいう。

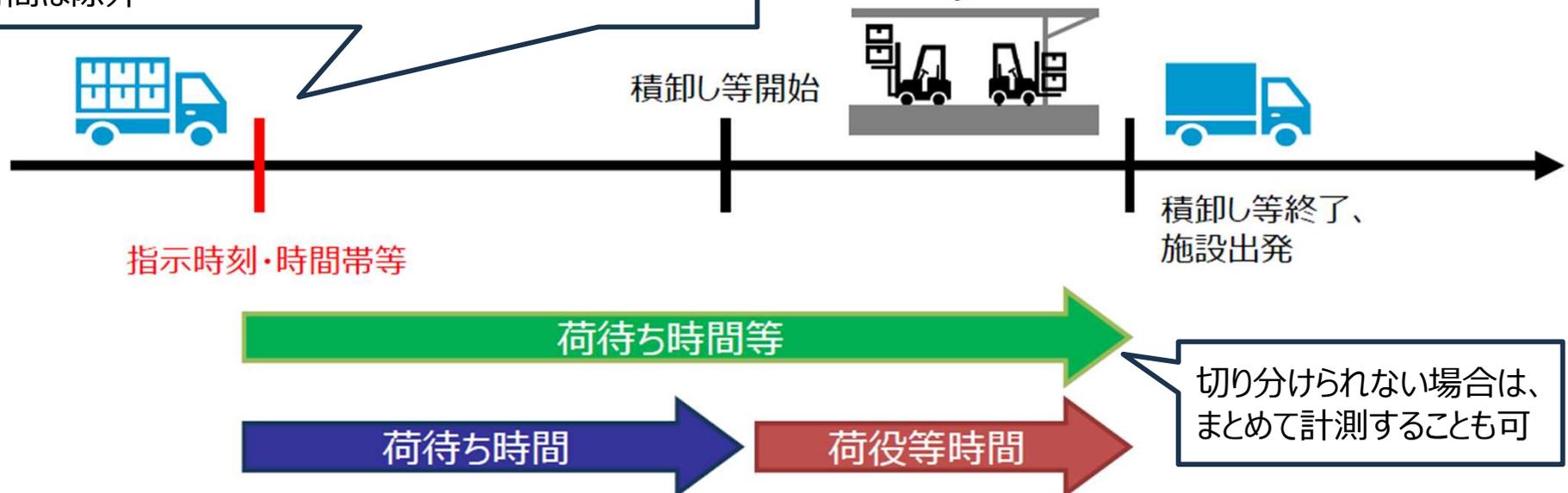
五 荷役等時間 運転者が荷役その他貨物自動車の運転以外の業務として国土交通省令で定める業務（以下「荷役等」という。）に従事した時間であって、国土交通省令で定めるところにより算定されるものをいう。

（荷待ち時間の起点）

- 到着時刻・時間帯の指示等がない場合：到着時刻から
- 到着時刻・時間帯の指示等がある場合：
 - ① 指示時刻等より早く到着 指示時刻等から
 - ② 指示時刻等に到着 到着時刻から
 - ③ 指示時刻等より遅く到着 到着時刻から
- ※ 到着後速やかに受付等を行う場合は、受付等を行った時刻
- ※ 休憩時間は除外

（荷役その他の内容）

- 貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査（検品）
- 荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベル貼り
- 代金の取立て又は立替え
- 荷主等が行う荷役への立会い
- その他の通常運転の業務に付帯する業務



「物流効率化法」理解促進ポータルサイトについて

物流効率化法の理解を促進するためのポータルサイトを開設しました

「物流効率化法」理解促進ポータルサイトでは、荷主の努力義務や判断基準についての解説などのほか、説明会の予定など物流効率化に資する情報を発信しております。

「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

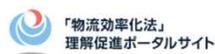
<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

荷主判断基準の解説書事例集

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-book.pdf>

荷主判断基準の解説書事例集

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-casestudies-book.pdf>



物流の持続的な成長を図るため 物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、物流の持続的な成長を図るため、荷主・物流事業者に対する規制的措置が定められました。すべての荷主・物流事業者に、物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。また、一定規模以上の特定事業者に対し、中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。趣旨をご理解いただき、物流効率化の取組を推進してください。



[本プラットフォームについて](#)

CHECK!

5分でわかる
物流効率化法の
改正のポイント

荷主の判断基準等について（法第43条）

荷主の努力義務（積載効率の向上等、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮）の達成に向けて、その具体的な内容について、「判断基準」（省令）で定めています。判断基準に定めている内容等をこのページにて紹介しますので、これを参考にして、効率化に向けた取組を実施してください。

また、判断基準省令の全文とその内容の解説については

- [荷主の判断基準省令全文](#)
- [荷主判断基準の解説書](#) (1.4MB)
- [荷主判断基準の解説書事例集](#) (2.9MB)
- [物流パターンごとの荷主の考え方](#) (1.1MB)

物流 2 法改正による具体的な規制内容・影響

特定荷主選定の重量算出方法は。【発荷主】

取り扱い貨物重量の算定について

Q. 特定荷主の指定基準（取り扱い貨物重量 9 万トン）はどうやって計測する？

A. 荷主区分ごとに以下の算定を行うこととされています。

特定第一種荷主：各年度において、**貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を行わせた貨物の合計の重量を算定**

特定第二種荷主：各年度において、以下の貨物の合計の重量を算定

- (i) 自らの事業に関して、運転者から受け取る貨物
- (ii) 自らの事業に関して、他の者をして運転者から受け取らせる貨物
- (iii) 自らの事業に関して、運転者に引き渡す貨物
- (iv) 自らの事業に関して、他の者をして運転者に引き渡させる貨物

※当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができないものを除く。

連鎖化事業者：各年度において、以下の貨物の合計の重量を算定

- (i) 当該連鎖化事業者の連鎖対象者が運転者から受け取る貨物
- (ii) 当該連鎖化事業者の連鎖対象者が他の者をして運転者から受け取らせる貨物

※当該連鎖化事業者の連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該連鎖化事業者が連鎖対象者との定型的な約款による契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物を除く。

Q. 運送を行わせた「貨物の合計の重量」とは？

A. 運送フロー（貨物の発地から最終到着地まで）全体の重量になります。

（例）自社拠点間の運送においてmトンの貨物を
「自社工場 → 自社物流センター → 卸会社倉庫」というフローで運送する場合。



上記の場合、mトンの貨物を2回運送させているため、フロー全体における「取扱貨物の重量」は2mトンとなる。

※トラックの輸送実績算定方法に合わせたもの。よって、自社工場や自社施設等の施設が同一拠点内になる場合、同一拠点内の施設間の運送は計測対象に含めない。

Q. 取り扱い貨物重量の算定が困難な場合はどうすれば良い？

A. 軽い重量の貨物を取り扱う発荷主となる業種や、卸売業、小売業などの着荷主となるケースが多い特殊性を有する業種においては、重量を把握することに多大なコストがかかることが想定されるため、重量の算定に当たっては、例えば、下記の算定方法を用いることも可能です。

取り扱い貨物重量の算定が困難な場合の算定方法（例）

- ・ 商品マスタ等において重量のデータを集計することが可能な場合にあっては、当該システムに登録されている重量を元に換算する
- ・ 容積を把握している場合においては、1立方メートルあたり280kgとして換算する
- ・ 輸送するトラックの最大積載量を貨物の重量として換算する
- ・ 売上金額や仕入金額を元に貨物の重量を換算する 等